

給付基礎日額とは

給付基礎日額とは、保険料を始め各補償の給付額を算定する基礎となるものです。

年間保険料は、給付基礎日額を基に特定の料率を乗じて決められます。

一般の労災では算定方式に従って直近賃金から計算されますが、特別加入団体では3,500円から25,000円までの16段階の給付基礎日額（次頁）が決められており、加入者は任意で選ぶことになります。

給付基礎日額を低く設定すると保険料は安くなりますが、その分いざ補償を受けるとなったときの給付額も少なくなり、過剰な給付基礎日額を設定した場合、補償を受けるときに検査が入り給付不可となる可能性があります。

適正な額の設定をお願いいたします。

ご自身の年収÷365 が給付基礎日額の目安です。

給付基礎日額と年間保険料 / 16段階あります

<加入者ご自身でお選びください>

	給付基礎日額	年間保険料
1	25,000	27,375
2	24,000	26,280
3	22,000	24,090
4	20,000	21,900
5	18,000	19,710
6	16,000	17,520
7	14,000	15,330
8	12,000	13,140

	給付基礎日額	年間保険料
9	10,000	10,950
10	9,000	9,855
11	8,000	8,760
12	7,000	7,665
13	6,000	6,570
14	5,000	5,475
15	4,000	4,380
16	3,500	3,831

◆労災で仕事ができない日が4日以上になったときの休業補償給付の例◆ ※休業補償は4日目以上となった場合が対象です。

給付基礎日額 3,500円の方が20日間休業した場合・・・47,600円 (3,500円×80%×17日=47,600円)

給付基礎日額25,000円の方が20日間休業した場合・・・340,000円 (25,000円×80%×17日=340,000円)

【計算方法】休業4日目以降、休業補償給付が給付基礎日額の60%、特別支給金が給付基礎日額の20%、あわせて80%×休業日数が支給されます。休業が20日だった場合、4日目から休業補償が出るため、補償の対象の日数は17日間となります。